

## 阿賀野市条例第 2 号

阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 16 年阿賀野市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「職員が、規則で定めるところにより、その子」を「子」に、「この条及び次条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）」を「この項及び次項並びに次条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該子」に改め、同項第 1 号中「子のある職員」を「子」に改め、同項第 2 号中「又は義務教育学校の前期課程に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの」を「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子」に改める。

第 8 条の 2 第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定は、第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び第 2 項並びに次条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）」とあるのは「第 15 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び」を「、並びに第 2 項及び」に改める。

第 15 条第 1 項中「職員が要介護者」の次に「（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第 18 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第 18 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 18 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は

措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。